

障害者政策委員会

ニュースレター(No. 5) 2012.10.12

障害者政策委員会委員 全難聴副理事長 新谷友良

【障害を理由とする差別の禁止に関する法制についての部会意見が発表されました】

障害者政策委員会の「差別禁止部会」が取りまとめた「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての意見が公表されました。21回に亘る制度改革推進会議時代の議論と、障害者政策委員会の部会となってからの4回の議論を経た90ページの労作です。

目次	
目次	1
第1章 部会意見	4
第1節 部会意見	4
第2節 部会意見の趣旨	14
第2章 部会意見	23
第1節 目的・趣旨	23
第2節 障害を理由とする差別の禁止	24
第3節 障害を理由とする差別の禁止の範囲	47
第4節 障害を理由とする差別の禁止の例外	50
第5節 障害を理由とする差別の禁止の罰則	62
第6節 障害を理由とする差別の禁止のその他の事項	72
第3章 部会意見のまとめ	77
部会意見のまとめ	84

平成24年9月14日
障害者政策委員会 差別禁止部会

障害者差別禁止に関する法律の必要性は、2010年6月29日に障害者制度改革に係る閣議決定に書かれていて、2013年の通常国会に提出する工程になっています。障害者権利条約を批准するための国内法の整備の最も重要な取り組みの一つです。

差別には色々な原因がありますが、日本には差別禁止を前面に出した法律はないので、障害者差別禁止法への取り組みは、日本で初めての本格的な差別禁止法制への取り組みとなります。そのため、「障害」とは別に「差別」

そのものについての社会の理解が必要となり、法制化に対する広範な取り組みが必要になってきます。

部会意見は、「差別禁止法は障害者の完全参加と平等に大きな制約をもたらす見えざる社会的障壁としての差別は早急に解消されなければならない。差別をなくそうとする試みは、人類普遍の原理を希求するものであり、障害の有無にかかわらず個人の尊厳を認め合う社会の実現に資するものである。」としています。

そして「差別者・被差別者という形で国民を切り分けてこれを固定化し、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。」と述べています。

また、「差別はよくないことだ、という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすためには、具体的に何が差別に当たるのか、個々人で判断することは困難であるので、その共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる。」としています。そして、最後に「差別の解消がこれからの社会により活力を与えるものである。」と述べています。

今後、差別禁止部会の意見は障害者政策委員会への報告を経て、法案作成の段階に入っていきます。そのため、内閣府は10月5日から11月5日の間、「障害を理由とする差別を禁止する法制に関する意見募集」を下記のサイトで行ってしています。意見は1000字までとなっていますが、部会意見を読んで、私たちの率直な気持ちを伝えることが、差別禁止の試みを一歩前進させることになると思います。

http://www8.cao.go.jp/shougai/sabekin_iken.html